

●香川県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月28日から平成31年1月25日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市栗井町字上出晴314番 1地先から 観音寺市栗井町字上出晴317番 1地先まで	11.0～11.9	59	平成25年香川県告示第478号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年12月28日